

# まちなみ



～人と環境に優しいまちづくりを目指して～

第63号

令和4年4月15日

編集・発行 羽村市まちづくり部 区画整理総務課  
区画整理事業課

## 「事業の検証」について

羽村市長 橋本 弘山

市民ならびに関係権利者の皆様には、日ごろから羽村駅西口土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本事業の安全かつ合理的な施行を目的に設定した優先整備地区は、本格的なハード整備に着手して以降、昨年度まで概ね計画的に事業の推進を図ることが出来ました。

令和4年度に実施する「事業の検証」については、市として今後の事業の最適な進め方を導き出すことを目的として、生活環境・防災機能の改善等の観点から、事業のより効率的かつ効果的な進め方など、学識経験者等による客観性を担保した検証会議を設置し、検証を進めていくものであります。

このことから、既に移転にご協力をいただいている権利者の皆様の仮換地先の早期返地に向けて、最善を尽くしてまいりますので、権利者の皆様におかれましては、引き続き、ご負担をお掛けしますが、なにとぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 令和4年度以降に計画している整備範囲



	令和4～5年度の整備範囲
	過年度移転完了範囲
	過年度工事完了範囲

### 第63号の主な内容

1. 令和4年度の整備概要
2. 令和3年度の工事の進捗状況
3. その他のお知らせ

# 1. 令和4年度の整備概要

今年度に行う「羽村大橋周辺」における工事概要をお知らせします。

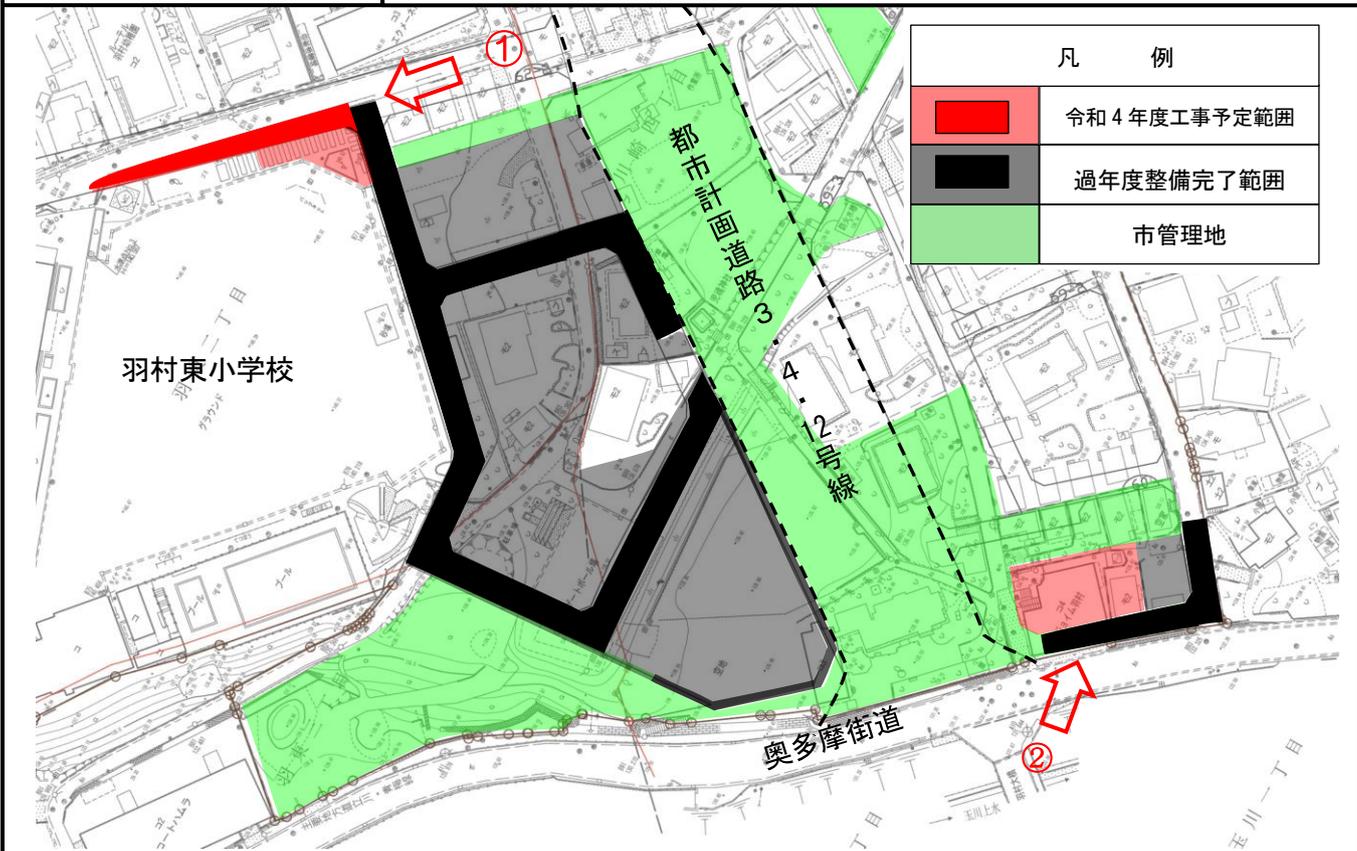
渋滞が激しい朝夕の羽村大橋東詰交差点付近の安全かつ円滑な道路交通環境と、羽村駅東口方面へと続く都市計画道路3・4・12号線の幹線道路ネットワークの早期整備を目指すとともに、既に移転にご協力をいただいている関係権利者皆様の仮換地先を確保するため、各エリアにおいて建物等の移転及び道路築造工事等を進めます。

なお、移転協議の状況や埋蔵文化財調査の進捗状況により、移転や工事の実施時期を変更する場合がありますので、ご不明な点については土地区画整理事務所へお問い合わせください。

## 羽村大橋周辺 (奥多摩街道側)

(主な工事等)

- 羽村東小学校の歩道拡幅等の整備を行います。
- 関係権利者皆様の仮換地先を確保するため、宅地の造成工事を行います。
- 令和5年度の移転に向け、羽村大橋周辺を中心に対象となる権利者の建物等の調査を進めます。



(写真撮影方向 上図 ①)

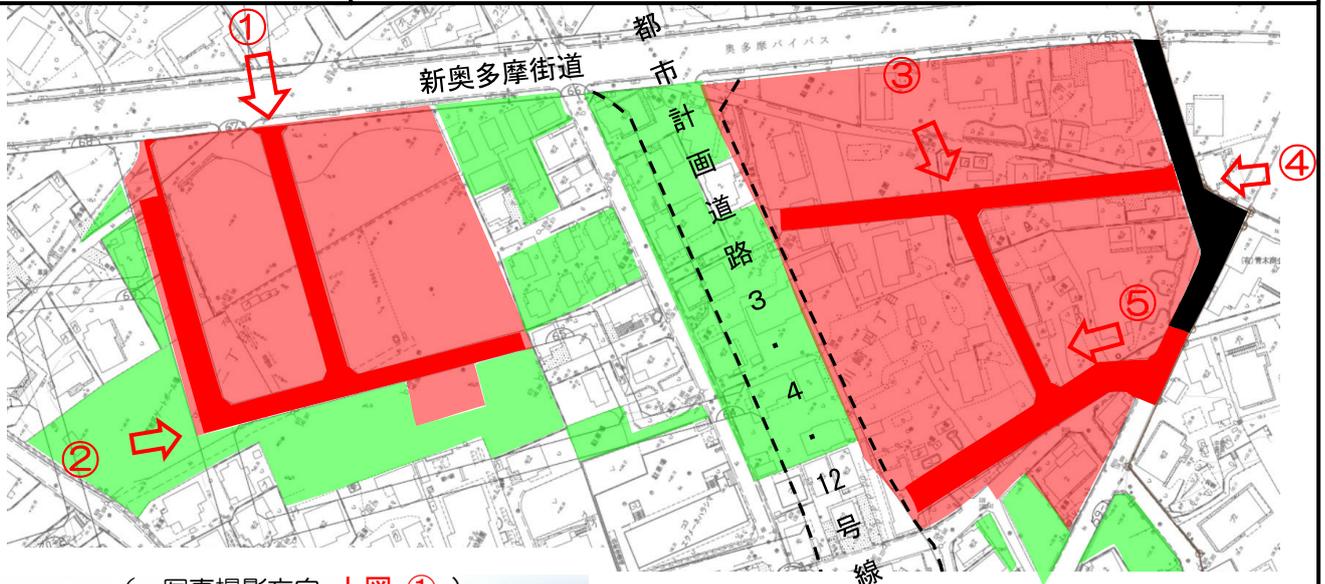


(写真撮影方向 上図 ②)



## 羽村大橋周辺 (新奥多摩街道側)

- (主な工事等)
- ・埋蔵文化財の発掘調査が完了した範囲について、区画道路の築造及び宅地の造成工事を行います。
  - ・主に都市計画道路3・4・12号線形内の埋蔵文化財調査を進めます。
  - ・令和5年度の移転に向け、羽村大橋周辺を中心に対象となる権利者の建物等の調査を進めます。



( 写真撮影方向 上図 ① )



( 写真撮影方向 上図 ② )



( 写真撮影方向 上図 ④ )



凡 例	
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:red;"></span>	令和4年度工事予定範囲
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:black;"></span>	過年度整備完了範囲
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:lightgreen;"></span>	市管理地

( 写真撮影方向 上図 ③ )



( 写真撮影方向 上図 ⑤ )



## 2. 令和3年度の工事の進捗状況

令和3年度に優先的に整備を進めた2地区の整備概要をお知らせします。

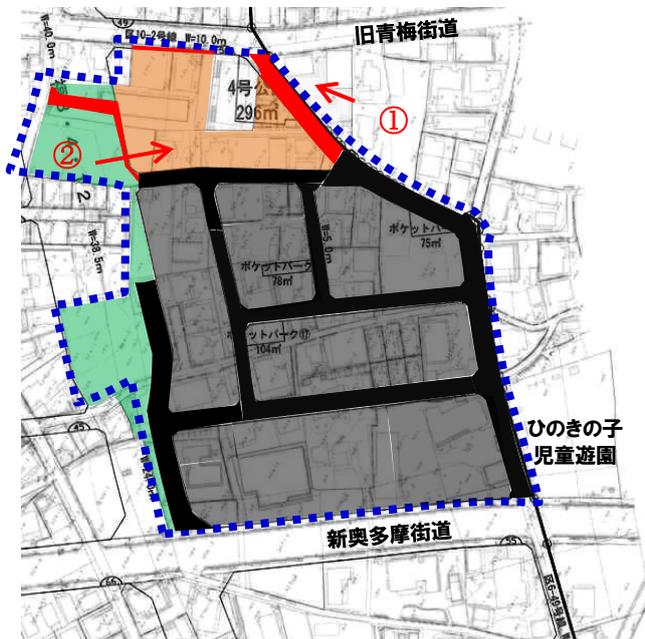
「川崎一丁目周辺」では、昨年度に引き続き、既存道路の拡幅工事、宅地の造成工事等を行うとともに、過年度に整備が完了した換地先に、権利者の方々による建物の建築が順次進められています。

また、「羽村大橋周辺」では、移転にご協力をいただいた権利者の方々による建物解体が進められ、今後は、埋蔵文化財調査、移転工事を順次進めていく予定としています。

### ① 川崎一丁目周辺の整備

令和2年度に引き続き、既存道路の拡幅工事、宅地の造成工事等を行いました。

引き続き、川崎一丁目周辺の整備完了に向け、関係権利者との協議を進めてまいります。



凡 例	
道路築造工事箇所	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:red;"></span>
宅地造成工事箇所	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:orange;"></span>
市管理地	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:lightgreen;"></span>
過年度整備済み箇所	<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:black;"></span>

【令和3年度の整備状況】（左図 ②）



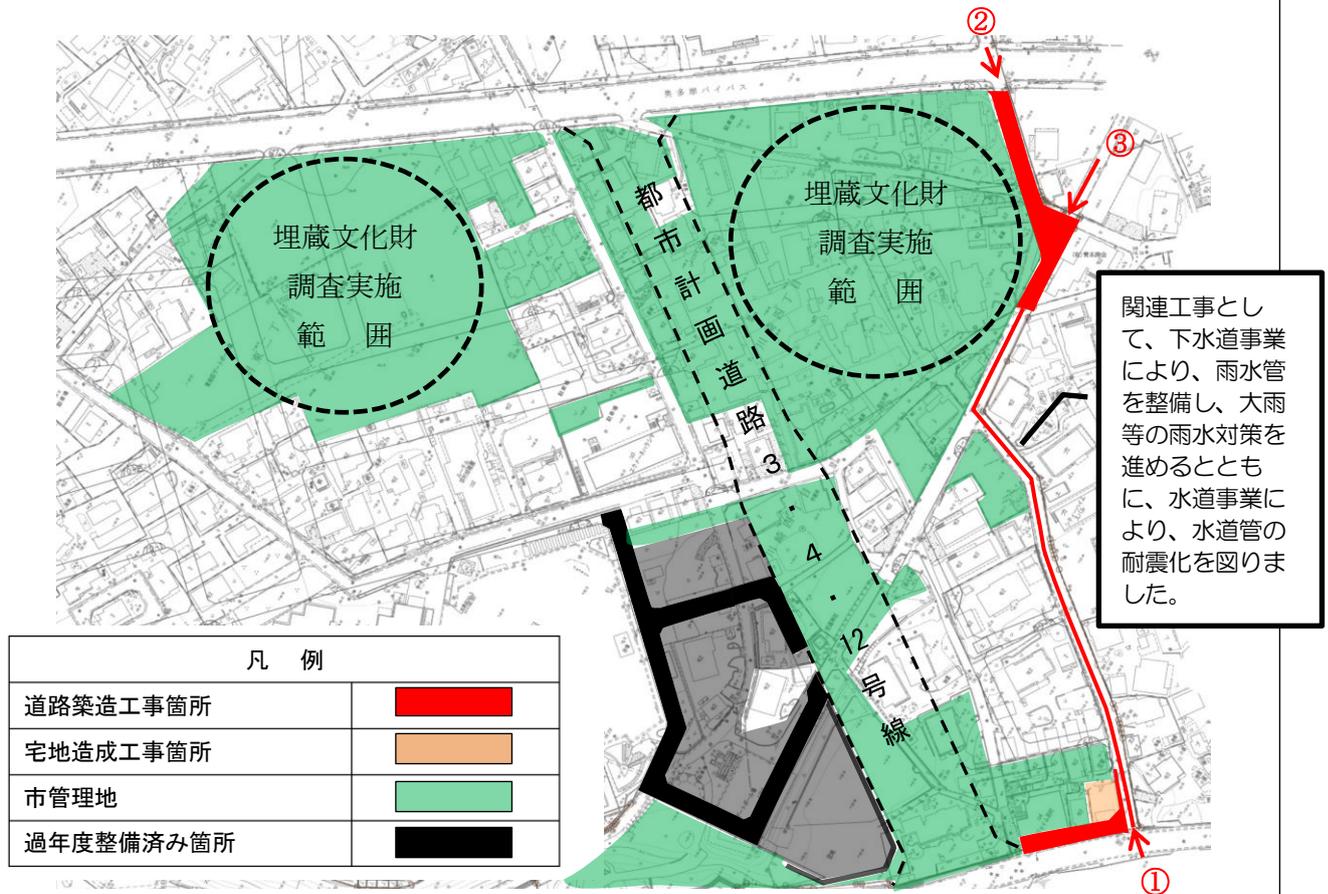
【令和3年度 工事完了後】（上図 ①）

【整備前の状況】（上図 ①）



## ② 羽村大橋周辺の整備

令和2年度に引き続き、地区界沿の区画道路の築造工事や雨水管等の整備を行うとともに、令和4年度以降の工事に向け、建物移転や市管理地の一部について埋蔵文化財調査を実施しました。



【整備前の状況】  
(上図 ①)



【令和3年度 工事完了後】  
(上図 ①)



【整備前の状況】  
(上図 ②)



【令和3年度 工事完了後】  
(上図 ②)



【整備前の状況】  
(上図 ③)



【令和3年度 工事完了後】  
(上図 ③)



### 3. その他のお知らせ

#### ◆組織改正について

令和4年4月1日付で、区画整理担当部門の組織名称が次のとおり改正となりました。

区画整理部 区画整理総務課 ⇒ まちづくり部 区画整理総務課  
区画整理部 区画整理推進課 ⇒ まちづくり部 区画整理事業課

#### 新築・増築・改築などをご検討・ご予約の方へ

羽村駅西口土地区画整理事業の施行地区内で、①建物や工作物の新築、増築、改築などをする場合、②土地の形質の変更をする場合、③移動の容易でない物件（5トン以上）の設置などをする場合は、土地区画整理法第76条による羽村市長の許可（76条許可）が必要となります。

これらの建築行為などをご検討・ご予約されている方は、事前に、まちづくり部区画整理総務課（市役所内）まで、許可申請書の提出をお願いいたします。

また、平成29年1月1日より、羽村駅西口土地区画整理事業の施行地区内において地区計画を定めました。建築物や工作物の新築や増築等を行う場合は、76条許可の申請とは別に、都市計画法による地区計画の届出が必要となります。

要件や制限など、詳しくは、都市計画課にお問い合わせください。

- 問合せ先■ 羽村市役所 042-555-1111（代表）  
【76条許可関係】まちづくり部 区画整理総務課 総務係（内線281）  
【地区計画関係】まちづくり部 都市計画課 都市計画係（内線288）

提出書類等の詳しい内容は、羽村市のウェブサイトにも掲載しています。

【羽村市公式サイト】〈URL〉<http://www.city.hamura.tokyo.jp/>

#### 残土置場の設置について

埋蔵文化財調査や工事の際に発生する残土の有効利用を図るため、残土置場を設置しました。

令和4年度以降の工事等の進捗状況に応じて、適宜、活用してまいります。



#### ■ 羽村駅西口土地区画整理事務所（区画整理事業課）

【住 所】 羽村市羽東 1-29-35  
【電 話】 042 - 570 - 7474  
【開 所 日】 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）  
【開所時間】 午前8時30分～午後5時15分まで

まちなみバックナンバー  
（市公式サイト）

